

犯罪に巻き込まれることは、とてもつらく 悲しいことです。

このパンフレットは、皆様に

- 捜査や裁判が、どのように行われ、犯人はどのような手続で処罰されるのか
- 犯人を処罰するため、警察がどのような ご協力をお願いするのか
- 利用できる被害者支援制度には、どのようなものがあるのか

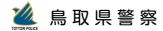
といったことを分かりやすくお知らせする ものです。

れんげ草



「れんげ草」には、「あなたと一緒なら苦痛がやわらぐ」 「心がやわらぐ」という花言葉があります。

このパンフレットを手にされたあなたの心が少しでも やわらぎ、平穏な生活を取り戻す一助となりますように、 そんな願いを込めました。



目次

1	刑事手続の概要
2	被害者・ご遺族の方へのお願い 5
3	警察が行う主な被害者支援 7
4	その他の支援、救済制度13
5	民間被害者支援団体が行う被害者支援
6	検察庁・裁判所が行う主な被害者支援
7	その他の機関・団体が行う主な被害者支援
8	警察の各種相談窓口26
9	警察署の所在地等一覧表27
10	その他の関係機関・団体の相談窓口
	刑事手続の流れ
	少年事件手続について
	刑事手続について ····································

1 刑事手続の概要

~犯人が処罰されるまでの流れ~

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを 刑事手続といい、これは大きく次の3つの段階に分かれます。

また、犯人が成人の場合と少年の場合とで、これらの手続の内容も大きく異なります。



① 犯人が成人の場合

捜査

犯人を捕まえ、様々な証拠を収集して犯罪の事実を明らかにし、事件 を解決するために行う活動をいいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察は必要な場合に被疑者を逮捕しますが、この場合、逮捕してから48時間以内に、事件(被疑者と捜査結果を記録した書類や証拠等)を検察官に送ります。これを「送致」といいます(報道等では「送検」ともいいます。)。

送致を受けた検察官は、その後も継続して被疑者を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して被疑者を拘束する請求を行い(この拘束のことを「**勾留**」といいます。)、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

被疑者が逃走するおそれがない場合などは、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を記録した書類や証拠を検察官に送ることとなります。

起訴

検察官は、警察から送致された書類や証拠を精査するほか、検察官自身でも被疑者の取調べを行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を 行います。

裁判にかける場合を「**起訴**」、裁判にかけない場合を「**不起訴**」といいます。

また、起訴には、通常の公開の法廷で裁判をすることを請求する「公判請求」と、一定の犯罪について、書面審理により罰金等を命ずる裁判を請求する「**略式請求**」等があります(起訴された被疑者を「被告人」といいます。)。

- ※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等、検察官が被害 者等からも事情を聴くことがあります。
- ※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支 部にある検察審査会に審査の申立てができます。

検察審査会への申立て

検察官が被疑者に対して公訴を提起しないとする「不起訴処分」を下した場合に、その処分に不服がある場合には、被害者(被害者が亡くなられている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹)の方は、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会に対して、その処分の当否についての審査を申立てすることができます。

公 判

被疑者が公判請求された場合、公判が開かれる日が決められた後、公判において審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることとなります。

略式請求された場合、簡易裁判所において略式命令が発せられた後、 略式命令を受けた者(被告人)は、罰金又は科料を納付して手続を終え るか、不服がある場合には、正式裁判を申し立てることができます。

② 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

捜査等

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪の場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件 を送ります。

審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、**審判**(刑事手続でいう裁判)を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します(これを「審判不開始」といいます。)。

他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分(少年を施設に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会生活の中で保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等)の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には、不処分の決定を行います。

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、成人と同様の刑事処分とすべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として起訴され、通常の刑事手続と同様に、公判において刑罰を科すかどうかの審理が行われ、判決が下されます。

② 犯人が14歳未満の少年である場合

調査等

14歳未満の少年については、法律上、罰することができないことから、警察において調査を行います。

14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の拘束はできませんが、裁判所の許可の下、必要な押収・捜索等の強制処分ができます。警察は調査の結果、事件について児童相談所に通告するほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと考えるときは、事件を児童相談所に送致します。

■児童相談所における措置■

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置(児童自立支援施設への入所や里親への委託等)をとるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送致します。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないこととされています。

家庭裁判所に事件を送致された少年は、14歳以上の少年と同様に、 審判を開始するかどうかの決定を受けます。



2 被害者・ご遺族の方へのお願い

皆様には、10で示した刑事手続を進める上で必要なご協力をお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。 犯人を捕まえて処罰し、同じような被害に遭う人をなくすためにも、 是非ともご協力をお願いします。

1 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かるほど、捜査もスムーズに進み、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

また、警察に事情を話したことで犯人等から仕返しをされるのではという不安もあるかもしれませんが、警察は再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。

※ 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聴かれることがあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴、不起訴の判断をするための重要なものですのでご理解をお願いします。

🕗 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、犯行の裏付けに必要な場合に、 被害に遭われた方が被害当時に着ていた服や持ち物等を証拠品として提 出していただくことがあります。

- ※ 証拠品として提出していただいた物については、捜査や 裁判の過程で保管する必要がなくなれば、裁判が終わらな い段階でもお返しいたします(「**遺付**」といいます。)。
- ※ お預かりした証拠品を、まだ保管する必要があっても、 所有者の方が返還を希望される場合、請求していただければ、一時的にお返しすることができる場合もあります (「**仮還付**」といいます。)。
- ※ 所有者の方が返してもらう必要がないと思われる物は、 提出時に所有権を放棄する手続(「**所有権放棄**」といいま す。)をしていただければ、証拠品として保管する必要が なくなった後に適切に処分します。

⑤ 実況見分・検証への立会い

皆様には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをお願いすることがあります。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

※ 現場等の状況を確認することを「**実況見分**」といい、これを裁判所の令状に基づいて強制的に行うことを「**検証**」といいます。

₫ 裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります。(これを(「**証人尋問**」といいます。)

裁判においては、様々な制度が用意されています。詳しくは、17ページの「6 検察庁・裁判所が行う主な被害者支援」をご覧ください。

3 警察が行う主な被害者支援

● 被害者支援担当者制度

警察では、殺人、強制性交等、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通 死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、 捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付き添い、ヒアリ ングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う「被害者支援担 当者制度」を導入しています。

被害者支援担当者は、次のような活動を行っています。

- 付添い(病院での診察、実況見分の立会いなど)
- **ヒアリング(事情聴取、心配ごとなどの相談受理)**
- 民間被害者支援団体・カウンセラーの紹介など

② 被害者連絡制度

警察では、殺人、強制性交等、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通 死亡事故等の被害者等の方に対して、適時適切に、次の事項について連 絡する被害者連絡制度を運用しています。

■ 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害者の方から事情聴取を行った捜査員等が、刑事手続及び犯罪 被害者のための制度について連絡します。

■ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内 で捜査状況について連絡します。

被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した(する)場合には、捜査に支障のない範囲内で 被疑者検挙の事実や被疑者の人定等について連絡します。

逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、 起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡 します。

なお、被害者等の方の中には、事件のことを思い出したくないので、 知らせてほしくないという方もおられると思いますが、その場合には、 捜査員にその旨をお話しください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。



🔞 精神的被害への支援

被害者やそのご家族の中には、被害を受けたことで強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできず、悩んでいる方がおられます。

警察では、被害に遭われた方等の精神的被害の回復や軽減を支援するために、精神科等の医療機関を受診する際の費用(初診料及び再診料)や警察本部長が委嘱する被害者支援カウンセラーによるカウンセリングを受ける際の費用を公費で支出する制度を整備しています。

被害後、このようなことはありませんか?

- 食欲がない、眠れない、体調が崩れる
- 恐怖・不安を強く感じる、事件のことが頭を離れない
- 突然に事件の記憶がよみがえる
- 自分を責めてしまう
- 誰も自分の気持ちを分かってくれないと思う

これは被害に遭われた方に起きる自然な反応です。

心にダメージを受けてお困りの場合は、一人で我慢したり早く立ち直ろうと無理に頑張ったりしないで、ぜひこれらの制度をご利用ください。詳しくは、担当の警察官にお尋ねください。



○ 被害に遭われた方等への負担の軽減

警察では、犯罪被害等により亡くなられた方のご遺族や傷害等を負われた方の精神的・経済的な負担を軽減するため初診料等の公費支出を行っています。

■ 身体犯罪被害者等に係る医療費等の公費支出制度

性犯罪被害に遭われた方

初診料・診断書料・初回処置料 (緊急避妊薬等の投薬を含む。)・ 性感染症検査費用・人工中絶費用を公費支出します。

傷害等を負われた方

初診料・診断書料を公費支出します。

ただし、虚偽の申告や加害者と親族関係にある場合等は、支給されない場合がありますので、詳しくは担当の警察官にお尋ねください。

解剖遺体の搬送費の公費支出制度

解剖遺体について取扱警察署からご遺族が希望する取扱警察署管内の場所までの搬送料を公費支出します。取扱警察署の管外であれば上限があり、超える差額はご遺族の方の負担となります。詳しくは、担当の警察官にお尋ねください。

解剖遺体の検案書料の公費支出制度

解剖遺体の死体検案書の作成費用について公費支出します。

⑤ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族や重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障がいが残った被害者の方に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等に、国が給付金を支給する制度です。

このため、過失の事件、交通事故には適用されません。

犯罪被害者等給付金の種類

遺族給付金 (申請は遺族)

遺族(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方)に支給

重傷病給付金 (申請は被害者本人)

重傷病(加療1月以上、かつ、3日以上の入院を要する負傷又は疾病(PTSD等の精神疾患については、加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病))を負った被害者の方に、1年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額(上限120万円)を支給

障害給付金 (申請は被害者本人)

障がい(障害等級第1~14級)の残った被害者の方に支給

※ ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。また、被害者の方にも不適切な行為があった場合には、給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

申請

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行います。具体的には、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と 必要書類を提出することとなります。

申請の期限

給付金の申請は、次のいずれかに該当している場合は、申請すること ができません。

- 犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年 を経過したとき
- 犯罪行為による死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経 過したとき

申請の期限の特例

当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたこと などのやむを得ない理由により、申請期限内に申請することができな かったときは、その理由がなくなった日から6月以内に申請することが できます。

お問合せ先

鳥取県警察本部警務部広報県民課被害者支援室 ☎ 0857-23-0110 (代表)

6 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた 日本国民のご遺族に対して国外犯罪被害弔慰金(200万円)を、障がい が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金(100万円)を国が 支給する制度です。

お問合せ先

鳥取県警察本部警務部広報県民課被害者支援室 ☎ 0857-23-0110 (代表)

⑦ 安全の確保に関する制度

■ 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等であって、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを 受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

■ DV (配偶者からの暴力)、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV、ストーカー、児童虐待事案等の被害に遭われた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について婦人相談所や児童相談所と連携して対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や県、市町村の福祉相談窓口にお問合せください。



犯罪被害者等支援 シンボルマーク **ギュっとちゃん**

4 その他の支援、救済制度

● 緊急避難場所の提供

自宅が犯罪の現場となり、引き続き居住することが困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等には、一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度(とっとり被害者支援センターが行っている事業)があります。

詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問合せください。

2 県営住宅への優先入居

犯罪により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等 (ストーカー被害者を含む。)及び配偶者からの暴力被害者等が県営住宅 に優先的に応募できる制度を実施しています。

詳しくは鳥取県住まいまちづくり課 (☎ 0857-26-7411)、鳥取県住宅供給公社にお問合せください。

€ 税法上の救済制度

医療費を支払ったり、身体に障がいを負った方、あるいは、配偶者と 死別した方などには、次のような「所得控除」が認められる場合があり ます。

区分	内。容
医療費控除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるものです。
障害者控除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障がい者である場合には、27万円(特別障害者である場合は40万円)が控除されるものです。
寡婦 (寡夫) 控除	夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方 に27万円が控除されるものです。

※詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

4 福祉制度

犯罪の被害に遭われたことによって収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている方に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、県、市町村の福祉相談窓口にお問合せください。



5 民間被害者支援団体が行う被害者支援

■公益社団法人とっとり被害者支援センター■

とっとり被害者支援センターは、犯罪や事故等の被害者やそのご家族、 ご遺族をサポートするための機関です。

専門的な研修を受けた相談員及びボランティアの方々が専門家のアド バイスを得ながら、電話相談・面接相談、警察や病院等の各機関や裁判 の傍聴の付添い、情報提供やその他の支援活動を通じて、被害者等の方 の回復の手助けを行います。

所在地等

■公益社団法人とっとり被害者支援センター事務局 鳥取市西町1丁日401番地(鳥取県庁西町分庁舎2階)

> ☎ 0857-20-0330 (FAX兼用) ホームページ http://www.t-higaisha.jp/

■西部相談所

米子市東福原1T月1番地45号(鳥取県西部福祉保健局会議棟)

oo 0120-38-5088 毎週 月・火・木・金曜日開設 10時~16時 (年末年始・祝祭日を除く。)

相談専用電話

oo 0120-43-0874 毎週 月~金曜日 10時~16時 (年末年始・祝祭日を除く。)

面接相談

面接相談を希望される方は、上の相談専用電話にご連絡 ください。

とっとり被害者支援センターは、被害者支援を適切かつ確実に行うことができる営利を目的としない 法人として、鳥取県公安委員会から「犯罪被害者等 早期援助団体」に指定されています。

の 障

被害者やそのご家族の多くは、事件や事故の ショックにより混乱し、その後の日常生活にも支障 が出ることがあります。支援を受けたいと思っても、

自ら被害状況を説明することは精神的に大きな負担になります。

被害者やご家族の同意があれば、事件や事故を取り扱った警察から連絡先や被害内容について情報提供を受け、支援活動を始めることができます。詳しい手続については、担当の警察官にお尋ねください。

公益社団法人とっとり被害者支援センターのリーフレット



提供:公益社団法人とっとり被害者支援センター

6 検察庁・裁判所が行う主な被害者支援

● 検察庁被害者支援員制度

被害者等の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支 援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷へ の案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助 けをするほか、被害者等の方々の状況に応じて精神面、生活面、経済面 等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行 います。

② 検察庁による被害者等通知制度

検察庁に送致された事件の被害者、そのご親族又は内縁関係にある方、 婚約者の方等ご親族に準ずる方や目撃者等の参考人の方が、検察庁に通 知を希望されると

- 事件の処分結果(起訴、不起訴等)
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判結果
- 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要
- 犯人の刑務所からの出所情報等

などが、通知されます。

また、特に再被害防止のために必要がある場合に限って、犯人の釈放 直前における釈放予定時期などが通知されます(しかし、事件の性質な どから、通知をしない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望 があっても、その全部又は一部について通知されない場合があります。)。

③ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為(殺人、放火等)を行った 者が心神喪失等を理由として不起訴処分あるいは無罪等の裁判が確定し た場合には、明らかに必要がないと認める場合を除き、検察官は医療の 要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることにな ります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、 それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害に遭われた方等は、裁判所に申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

△ 証人出廷に関する制度

被告人の犯罪を証明するため、被害者等の方には、被害に遭われた状況や被告人に対する気持ちを、目撃者の方には事件、事故を目撃した状況などを裁判所で証言していただくことがありますが、精神的負担の軽減を図るため、次のような制度が設けられています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと
- 被害者等の方が被告人や傍聴人から見えないように間に遮へい物を設置してもらうこと
- 別室からモニターを通じて証言すること

⑤ 刑事裁判に関するその他の制度

- 性犯罪等の被害者等の方の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、検察官を通して、裁判所に申し出ることができます。
- 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べること ができます。
- 被害者の方等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。

- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくて もいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらう ことができます。
- 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることがで きます。

被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件や自動車運 転死傷処罰法違反等の事件の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被 害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加するこ とができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対 して質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりするこ とができます。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等 の行為を弁護士に委託することもできますが、資力が乏しい場合であっ ても、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担 する制度です。

指害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転 死傷処罰法違反等一定の犯罪について、刑事裁判に付随して、損害賠償 請求にかかる民事裁判手続の特例として、紛争を刑事手続の成果を利用 して簡易かつ迅速に解決するべく設けられた制度です。

※ 民事上の損害賠償請求

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を 生じさせる行為であることから、民法上の不法行為(民法第 709条)に該当し、被害に遭われた方は、加害者等に対して 財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民 事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等 の方が申立てなどを行う必要があります。

6 少年審判において利用できる制度

- 審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録(少年の関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除く。)の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所の調査官に対して、犯罪被害に関する心情 や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪や自動車運転死傷処罰法違反等の事件の被害者やご遺族の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

ご希望があればお早めに家庭裁判所に申出をしてください。

- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を 受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

検察庁における相談窓口

被害者等の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問合せを行えるように専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっております。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能となっていますので、ご利用ください。

お問合せ先

- ■鳥取地方検察庁 被害者ホットライン ☎ 0857-22-4177
- ■全国の検察庁の被害者ホットライン窓口 検察庁ホームページ http://www.kensatsu.go.jp/

7 その他の機関・団体が行う主な被害者支援

○ 公益財団法人鳥取県暴力追放センター

公益財団法人鳥取県暴力追放センターは、暴力排除活動の中核として、 暴力団に関するトラブルに遭われた方への支援と助言を積極的に行って います。

特に、暴力団犯罪の被害者になられた方に対しては、次のような支援 を行っています。

- 民事訴訟費用の無利子貸付
- 見舞金の支給
- 専門的な知識を有する相談員による相談

お問合せ先

公益財団法人鳥取県暴力追放センター **2** 0857-21-6413 **55** 0120-19-8930

② 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や 同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果た す施設です。婦人相談所などの施設が配偶者暴力相談支援センターの機 能を果たしています。配偶者暴力相談支援センターでは、次のような被 害者支援を行います。

- 相談や相談機関の紹介
- カウンヤリング
- 緊急時における安全の確保及び一時保護
- 白立支援

詳しくは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにお問合せください。

お問合せ先

- ■福祉相談センター(婦人相談所)
 - **2** 0857-27-8630
- 中部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当☎ 0858-23-3147・3152
- ■西部総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当
 - ☎ 0859-31-9304
- 夜間休日電話相談(夜間:毎日17:15~8:30 休日:24時間)
 - **2** 0858-26-9807

€ 性暴力被害者支援センターとっとり (クローバー とっとり)

性暴力被害者支援センターとっとりは、鳥取県をはじめ協力医療機関や弁護士会、臨床心理士会など関係機関、団体が協力して、性暴力被害に遭われた方を支援する機関として、次のような支援を行っています。

- 電話相談・面接相談
- 医療的支援
- 医療機関などへの付添い支援
- 関連した機関と連携した支援

相談は、匿名ですることができ、性別、年齢も関係ありません。

性暴力被害者支援センターとっとりのリーフレット



提供:鳥取県性暴力被害者支援協議会

お問合せ先

性暴力被害者支援センターとっとり事務局 (県庁くらしの安心推進課内)

☎ 0857-26-7187 (平日9時~17時)

相談ダイヤル

☎ 0120-946-328 (県内専用フリーアクセス)

相 談 日 月・水・金(年末年始は除く)

相談時間 11時~13時、18時~20時

4 日本司法支援センター(法テラス)

日本司法支援センターは、国民が、全国どこでも法的な紛争の解決の ために必要な情報や法律サービスの提供が受けられる社会を実現するた めの総合法律支援の中核を担う法人で、次のような犯罪被害者支援業務 等を行います。

情報提供業務

法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経 験や理解のある弁護士の紹介を無料で行います。

民事法律扶助業務

経済的にお困りの犯罪被害者等に対して、無料で法律相談を行い、民 事裁判等手続における弁護士費用等を立て替えます。

国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聴いて、国選被 害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対し て、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。

詳しくは、法テラスにお問合せください。

お問合せ先

- ■日本司法支援センター(法テラス)鳥取事務所 ☎ 0503383-5495
- ■犯罪被害者支援ダイヤル ☎ 0570-079714 (なくことないよ)

⑤ 弁護士会(損害賠償請求などの相談)

弁護士会では、法律に関する相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。

相談料が必要な場合がありますので、詳しくは、弁護士会にお問合せください。

お問合せ先

鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

6 公益財団法人犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重障害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金又は学用品費の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行うことを目的として設立された財団法人です。

この目的を達成するため、次のような事業を行っています。

- 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与
- 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談
- 犯罪被害者等に対する支援金の支給

お問合せ先

公益財団法人犯罪被害救援基金 ☎ 03-5226-1020 · 1021

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は 加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地 方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や 被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更 生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほ か、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮 されます。

心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観 察所が、被害に関する心情、被害に遭われた方の置かれている状況、保 護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察 中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等 を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

お問合せ先

鳥取保護観察所

☎ 0857-22-3519

8 警察の各種相談窓□

警察における専門相談窓口は次のとおりですので参考にしてください。

相談窓口	電話番号	所在地等
警察における各種相談		
警察相談専用電話	0857-27-9110 又は #9110	鳥取市東町1-271 警察本部生活安全企画課
性犯罪110番	0857-22-7110 又は #8103	鳥取市東町1-271 警察本部捜査第一課
少年相談ヤングテレホン	0857-29-0808	鳥取市西町1-401 東部少年サポートセンター内
東部少年サポートセンター	0857-22-1574	鳥取市西町1-401 鳥取県庁西町分庁舎1階
中部少年サポートテレホン	0858-48-1574	倉吉市清谷町1-10 倉吉警察署内
西部少年サポートセンター	0859-31-1574	米子市糀町1-202 米子市営武道館1階
ヤングメール		youngmail@pref. tottori.lg.jp
犯罪被害給付制度	0857-23-0110	鳥取市東町1-271 警察本部広報県民課
暴力団犯罪相談		
暴力相談電話	0857-27-9110 又は #9110	鳥取市東町1-271 警察本部組織犯罪対策課
暴力団離脱相談	0120-33-8704	鳥取市東町1-271 警察本部組織犯罪対策課

9 警察署の所在地等一覧表

機関名	電話番号	所在地等	
各警察署			
鳥取警察署	0857-32-0110	鳥取市千代水3-100	
郡家警察署	0858-72-0110	八頭郡八頭町郡家120-2	
智頭警察署	0858-75-0110	八頭郡智頭町大字智頭21-3	
浜 村 警 察 署	0857-82-0110	鳥取市気高町北浜2-158	
倉吉警察署	0858-26-7110	倉吉市清谷町1-10	
琴浦大山警察署	0858-49-8110	東伯郡琴浦町大字赤碕1919-21	
米子警察署	0859-33-0110	米子市上福原1266-4	
境 港 警 察 署	0859-44-0110	境港市上道町1891-3	
黒 坂 警 察 署	0859-74-0110	日野郡日野町下菅242-1	



10 その他の関係機関・団体の相談窓□

機関名	電話番号	所在地等	
民間被害者支援団体			
公益社団法人 とっとり被害者支援センター	0857-20-0330 0120-43-0874	鳥取市西町1-401	
暴力追放運動推進t	ヹンター		
公益財団法人 鳥取県暴力追放センター	0857-21-6413 0120-19-8930	鳥取市本町3-201	
鳥取県立精神保健福	記祉センター		
精神保健福祉相談	0857-21-3031	鳥取市江津318-1	
配偶者暴力相談支援センター			
福祉相談センター (婦人相談所)	0857-27-8630	鳥取市江津318-1	
中部総合事務所福祉保健局 心と女性の相談担当	0858-23-3147 0858-23-3152	倉吉市東巌城町2	
西部総合事務所福祉保健局 心と女性の相談担当	0859-31-9304	米子市東福原1-1-45	
夜間休日電話相談	0858-26-9807	夜間:毎日 17:15~8:30 休日:24時間	
性暴力被害者支援センター			
性暴力被害者支援センター とっとり(クローバーとっとり)	0120-946-328	月・水・金 11:00〜13:00 18:00〜20:00 【事務局】 鳥取市東町1-220 (くらしの安心推進課内)	

機関名	電話番号	所在地等	
鳥取県関係			
住まいまちづくり課	0857-26-7411	鳥取市東町1-220	
検察庁関係			
鳥取地方検察庁 被害者ホットライン	0857-22-4171 0857-22-4177	鳥取市西町3-201	
鳥取地方検察庁倉吉支部	0858-23-0831	倉吉市葵町719	
鳥取地方検察庁米子支部	0859-22-5101	米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	
裁判所関係			
鳥取地方裁判所 鳥取家庭裁判所 鳥取簡易裁判所	0857-22-2171	鳥取市東町2-223	
鳥取地方裁判所倉吉支部 鳥取家庭裁判所倉吉支部 倉吉簡易裁判所	0858-22-2911	倉吉市仲ノ町734	
鳥取地方裁判所米子支部	0859-22-2205		
鳥取家庭裁判所米子支部	0859-22-2408	米子市西町62	
米子簡易裁判所	0859-22-2206		
鳥取検察審査会	0857-22-2171	鳥取市東町2-223	
米子検察審査会	0859-22-2205	米子市西町62	
鳥取県弁護士会			
	0857-22-3912	鳥取市東町2-221	

機関名	電話番号	所在地等	
日本司法支援センター(法テラス)			
法テラス鳥取	050-3383-5495	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館	
法テラス倉吉	050-3383-5497	倉吉市山根572 サンク・ピエスビル202号室	
税務署関係			
鳥取税務署	0857-22-2141	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	
倉吉税務署	0858-26-2721	倉吉市上井587-1	
米子税務署	0859-32-4121	米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	
保護観察所関係			
鳥取保護観察所	0857-22-3519	鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎	



少年事件手続について

事件発生

<u>苞女</u> 察

犯人である少年が判明したら、 逮捕して取り調べたり、逮捕 しないまま任意で捜査したり します。

14歳以上の少年で、法定刑 が懲役・禁固等の比較的重 い犯罪を犯した場合は、検 察庁に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑 が罰金以下の犯罪を犯した 場合は、直接家庭裁判所に 事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せら れることはありません。 少年の行為や環境等に応じ 児童相談所に送致・通告し ます。



検察庁

検察官が取調べをした後、 少年をどのような処分にす るのがよいかの意見を付け て、事件を家庭裁判所に送 ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保 護処分が必要であると判 断した場合は、事件を家 庭裁判所に送致します。

児童福祉法上の措置を とって事件を終わらせる こともあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判 (成人の事件でいう裁判)を開始 するかどうかを決めます。

保護処分 (刑事処分や児童相談 所へ送る処分以外の処分) が必 要であると認められる場合は、 審判手続を開始します。

少年が凶悪な犯罪を犯した場合 等、刑事処分にするべきである と認められた場合には事件を検 察庁に送り返します(逆送)。 ただし、14歳未満の少年は検察 庁に送り返すことはありません。

入所や里親への委託等児童自立支援施設への 審判不開始

これまでの手続の過程で、少年 が十分改心し、もはや審判の必 要がないと判断された場合は、 審判手続を開始せず終了します。

担当警察官に申し出ることによって、被 害を受けた方等が知ることができること

①少年が14歳未満の場合

- ●児童相談所へ通告を行ったこと等の身柄 の措置
- ●少年の保護者の住居・氏名

②少年が14歳以上の場合

- ●少年の住所・氏名(ただし、知らせること によって、少年の健全育成を害するおそれ がある場合は保護者の住所・氏名)
- ●釈放したときや勾留されなかったときは、 その理由
- ●事件の送り先である家庭裁判所や検察庁 の名称・場所
- ※ 連絡を行うことが適当でないと認める事 情があり、連絡を行わない場合もあります。

裁判所に申し出ることによって、被害を受けた方等が できること

- ①事件記録の閲覧・コピー 事件の記録を見たり、コピーしたりすること。

裁判官や家庭裁判所に対して、お気持ちや事件についての 意見を述べること。

③審判状況の説明

審判期日で行われた手続などについて説明を受けること。

④審判結果の説明

少年に対する処分結果等の通知を受けること。

⑤審判の傍聴

審判の状況を傍聴すること。(下欄)

審判傍聴の申出ができる方 少年の故意の犯罪行為や交通事 件などによって被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に 重大な危険を生じる傷害を負った場合、これらの事件の被害者 等が傍聴を申し出ることができます。

※ ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合には、法 律により傍聴が認められていません。

不処分

審判の過程において、少年が非行を 克服し、保護処分の必要がないと認 められた場合は不処分とし、保護処 分に付さない旨の決定をします。

審判

逆送事

件

検察庁

起訴するかどうかを 決定します。ただし、 この逆送事件の場 合は、原則として起 訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

成人の事件と同様に、 刑罰を科すかどうか の決定をします。



検察庁に申し出ることによって、被害 を受けた方等が知ることができること

被害を受けた方からの通知の希望に対して、検察官が適当であると判断した場合に

- ●起訴したか不起訴にしたかなどの事件の 処理結果
- ●裁判を行う裁判所と裁判が行われる日
- ●裁判の結果(裁判の主文及び裁判が確定したのか、上訴されるのか。)
- ●懲役、禁固等の刑の執行終了予定時期
- ●仮出獄等による釈放の事実と釈放年月日

保護処分

【保護観察】

保護司等の監督のもとで少年が改善・更生 することが可能と認められる場合は、少年が 自分自身の力で社会復帰できるように、保 護観察官や保護司が補導援護する保護観察 の処分にします。

【児童自立支援施設・児童養護施設送致】 少年を取り巻く環境を重視し、施設における 生活指導を要すると認められる場合は、児 童自立支援施設 (非行を犯した児童等の支 援施設)、児童養護施設 (保護者のない児童、 虐待されている児童等の保護施設) に入所 させ、社会復帰を促します。

【少年院送致】

少年を施設に収容し、矯正教育を与えること によって非行少年を社会生活に適応させる 必要があると認められた場合は、少年院に 送ります。

①第1種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがないおおむね12歳以上23歳未満のもの

②第2種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがない犯罪傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの

③第3種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身 に著しい障がいがある、おおむね12歳以 上26歳未満のもの

保護処分

【死刑】

ただし、罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断する時は無期刑を科します。

【無期懲役・禁錮】

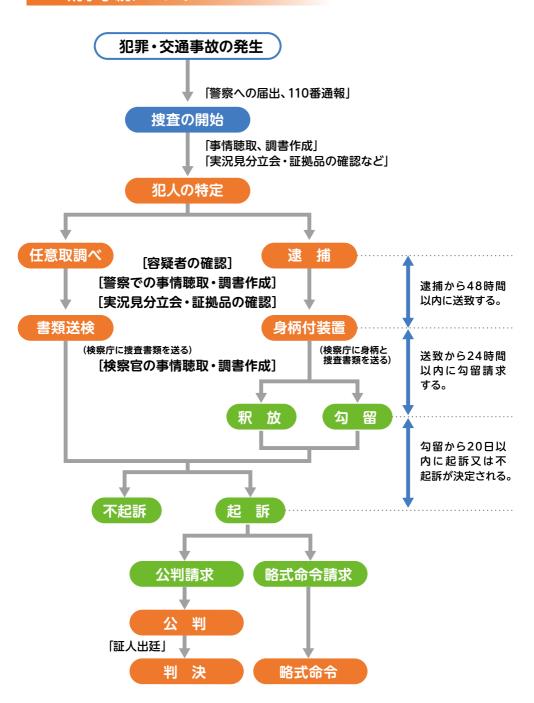
ただし、罪を犯した時18歳未満の者に対して無期刑をもって処断する時は、無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

【有期懲役・禁錮】

長期3年以上の有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

【罰金刑】

2 刑事手続について





担当警察官



分からないことや心配ごと、要望があれば、遠慮なくご相談ください。 (メモとしてご使用ください。)

鳥取県	警察署	
	課	係
氏名		
**	(内線)
<u> </u>		

